令和９年度
徳島県会計年度任用職員募集案内

徳島県では、県の関係機関において、令和９年度に業務（一般的な事務）に従事する会計年度任用職員（一般業務）を募集します。

受 付 期 間　令和９年１月１５日（金）まで

面接実施日　令和９年１月３１日（日）

■「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。
■郵便申請については、１月１５日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。
■持参による申込み及び受付期間経過後の申込みは、一切受理しません。

１　応募資格

地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

（地方公務員法第１６条各号に該当する者）
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　身分及び業務内容

地方公務員法第２２条の２に規定する会計年度任用職員として、一般的な事務に従事していただきます。業務内容の一例は次のとおりですが、具体的な業務内容は勤務場所によって異なります。

（業務内容例）
・パソコンを用いた資料作成、データ入力・整理等（※）
・来客対応、電話対応等
（※令和９年度から正規職員の指導監督のもと定例的・簡易的業務の企画立案をしていただく場合があります。）

３　任用期間

原則令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
※年度途中で採用された場合は、原則任用開始日から令和１０年３月３１日までです。
※業務の必要性に応じて、年度途中で任用期間が終了する場合があります。任用予定期間については、採用前にお伝えします。

※任用後、原則として１月間は条件付採用期間です。
※令和１０年３月３１日の期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、公募による面接審査を経ずに再度任用される場合があります。ただし、フルタイム任用の場合で２回（連続する３会計年度）、パートタイム任用の場合で４回（連続する５会計年度）に限ります。

４　勤務条件等

「フルタイム任用」と「パートタイム任用」により異なります。フルタイム、パートタイムの希望は、申込時に選択していただきます。

（１）フルタイム任用

勤務場所	県の関係機関（本庁、出先機関など）
所定労働日数	原則週５日
勤務時間	原則として８時３０分から１７時１５分までの７時間４５分（休憩時間６０分） ※原則、超過勤務なし。
休　　日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで） ※勤務場所等により異なる場合があります。
休　　暇	年次有給休暇（任用期間に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護等休暇　等
給　　料	月額２０３，７００円程度（地域手当含む） （令和８年１１月現在の規定における令和８年４月１日時点の額であり、改定する場合があります。）
そ の 他手当	期末手当（任用期間６月以上等）、勤勉手当（任用期間６月以上等）、通勤手当、退職手当（任用期間が６月を超える等）等　※いずれも一定条件を満たした場合
社会保険	健康保険（２月超の任用期間が見込まれる場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（一定条件下で１年を超えて勤務した場合、地方職員共済組合制度が適用され、厚生年金保険は適用除外となります。）、雇用保険（職員の退職手当に関する条例適用後は、雇用保険は適用除外となります。）、災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償法のいずれかにより補償されます。）
コンプライアンス等	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などの地方公務員法の規定が適用されます。

（２）パートタイム任用

勤務場所	県の関係機関（本庁、出先機関など）
所定労働日数	原則週５日
勤務時間	原則として８時３０分から１７時１５分までの間で定める５時間４５分（休憩時間６０分） ※実際の勤務時間は、勤務場所によって異なります（応相談）。原則、超過勤務なし。
休　　日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで） ※勤務場所等により異なる場合があります。
休　　暇	年次有給休暇（任用期間、勤務日数に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護等休暇　等

報　　酬	日額７，１００円程度 （令和８年１１月現在の規定における令和８年４月１日時点の額であり、改定する場合があります。）
そ の 他給付	期末手当（任用期間６月以上等）、勤勉手当（任用期間６月以上等）、通勤に係る費用弁償等　※いずれも一定条件を満たした場合
社会保険	健康保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、雇用保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、災害補償（勤務場所等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例のいずれかにより補償されます。）
コンプライアンス等	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

５　選考方法

（１）面接審査

・応募者に対して面接審査を行います。（６、７参照）

・審査において一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、合格発表は２月１２日（金）に行います。（７参照）

（２）令和９年４月１日付け任用について

・合格者の中から、希望勤務地、仕事の内容等を勘案の上、選考の成績順に、令和９年４月１日付け任用の対象者を決定します。

・当該対象者については、勤務所属での面談を経て４月１日付けで採用となります。

・勤務所属の面談については、合格発表後に順次電話にて連絡を行います。

・なお、業務の必要性に応じて連絡しますので、合格者全員が任用されるとは限りません。

・３月１２日（金）までに連絡がない場合は、４月１日付け任用の対象者とならなかったものとご理解ください。

・なお、採用辞退等が生じた際には、３月１２日（金）以降に連絡する場合があります。３月１２日（金）以降の連絡を希望する場合は（３）に記載している「令和９年度途中任用希望者名簿」への登載を希望してください。

（３）年度途中任用について

・合格者のうち令和９年４月１日付け任用の対象者とならなかった者で、年度途中の任用を希望する者については、「令和９年度途中任用希望者名簿」に登載します。

・名簿登載者については、年度途中に新たに任用の必要性が生じた場合に、希望勤務地、仕事の内容等を勘案の上、名簿登載順に、勤務所属での面談を経て採用となります。

・勤務所属の面談については、随時電話にて連絡を行います。連絡が面談実施日の数日前となる場合もありますが、ご了承ください。

・なお、**業務の必要が生じた場合に連絡しますので、名簿登載者全員が任用されるとは限りません。**

＜「令和９年度途中任用希望者名簿」登載にかかる注意点＞
・名簿の有効期間は【令和９年４月１日から令和１０年１月３１日まで】です。
・名簿作成時における名簿への登載は選考の成績順です。
・登載を希望する場合は、申込時に「希望する任用期間」を「６月未満の任用でも可」「６月以上の任用のみ希望する」のうちから選択していただきます。新たに任用の必要性が生じた場合でも、希望に合致しない場合は、任用される可能性はありません。なお、最も短い場合の任用期間は「３月」です。
・年度途中で任用期間が終了した場合、業務の必要性に応じて異なる所属で引き続き勤務していただく場合があります。
・面談の連絡を受けた名簿登載者が、当該採用については辞退するものの引き続き名簿登載を希望する場合は、その時点の最下位の順位で再度登載されます。
・名簿登載者が年度途中で任用を希望しなくなった場合は、人事課に申し出ることにより、名簿から抹消されます。

６　面接日時・場所

日　　時	**令和９年１月３１日（日）** **※集合時間については、受験票に記載します。**
場　　所	**徳島県立総合看護学校**　徳島市鮎喰町２丁目４１－６

７　応募手続

（１）申込方法

（ア）「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。
（イ）申込方法など具体的な手続きについては、「申込方法詳細」を参照してください。
（ウ）身体に障がいがある場合など、面接会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に人事課人事担当までご連絡ください。

＜電子申請による申込みはこちらから＞

徳島県電子申請サービス

（２）合格発表

２月１２日（金）に徳島県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

（３）注意事項

（ア）申込内容に不正があると受験が無効となる場合があります。

（イ）応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

（ウ）面接当日は、受験票、筆記用具（ボールペン等消せないもの）、スリッパ及び外履きを入れる袋等（試験会場は土足厳禁になります）を必ず持参してください。

（エ）令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下、「こども性暴力防止法」という。)」に基づき、施行後に採用される方で「こどもに接する業務」に従事する場合は、特定性犯罪※の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、この試験の最終合格者に対し、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。 ※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第２条第７項及び第８項を参照してください。

試験会場案内図

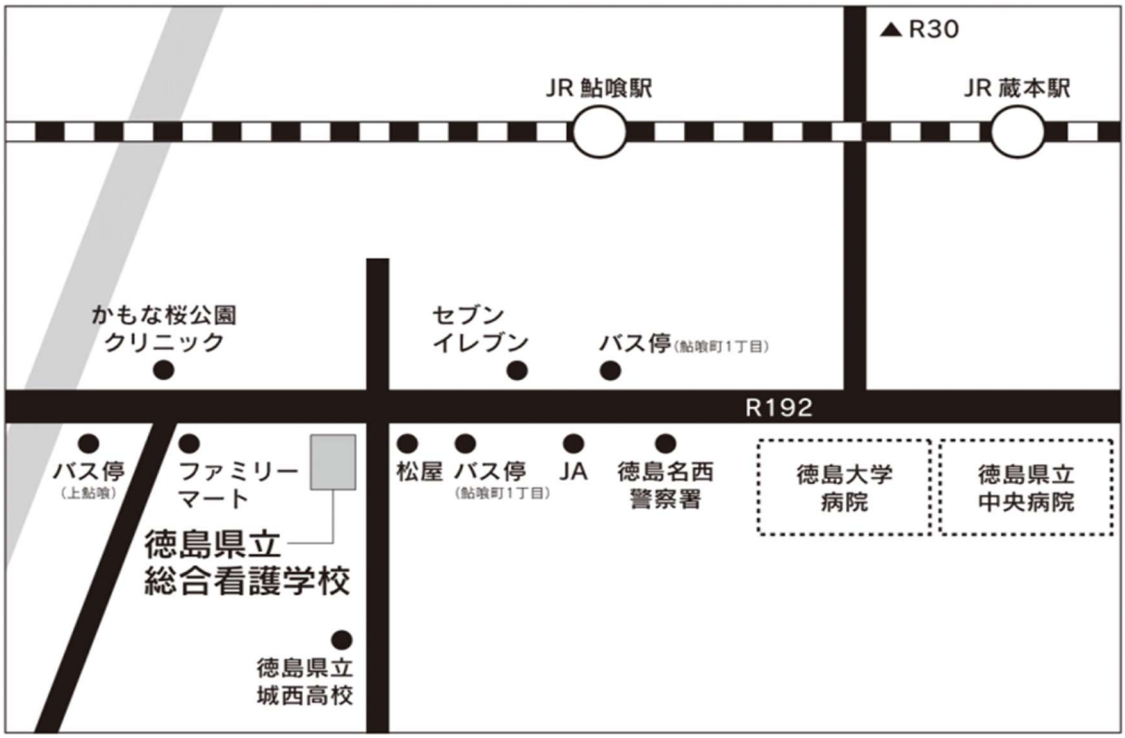

※周辺道路の混雑防止のため、車の乗り入れ及び送迎は固く禁止します。
なお、付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず公共の交通機関を利用してください。

＜連絡先・送付先＞
徳島県企画総務部人事課人事担当
〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地
℡（０８８）６２１－２３５８　　Fax（０８８）６２１－２８２５
電子メール　jinjika@pref.tokushima.lg.jp